

(鉄道抵当法施行規則の一部改正)

第二条 鉄道抵当法施行規則(明治三十八年通信省令第三十七号)の一部を次のように改正する。
本則中「運輸大臣、及び監督官庁」を「国土交通大臣」に、「運輸省」を「国土交通省」に改める。

第十七条ノ四及び第十八条ノ二第三項中「又八管轄登記所及運輸大臣」を削る。

別記第一号様式、別記第四号様式及び別記第六号様式中「運輸省」を「国土交通省」に改める。
(軌道抵当取扱規則の一部改正)

第三条 軌道抵当取扱規則(明治四十二年閣令第六号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣及建設大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(軌道運輸規程の一部改正)

第四条 軌道運輸規程(大正十二年鉄道省令第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(船員法施行規則の一部改正)

第五条 船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「命令の」を「国土交通省令の」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「命令で」を「国土交通省令で」に改める。

第十四条中「地方運輸局又は海運監理部の」を削り、「行政官庁」を「国土交通大臣」に改める。

第五十四条中「運輸省監修」を「国土交通省監修」に改める。

第六十七条中「地方運輸局又は海運監理部の」を削る。

第七十八条の三の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第七十八条の三の二 この省令で地方運輸局長が法に規定する国土交通大臣の権限を行うことを定めている場合は、法第二百一条の四第一項の規定に基づいて国土交通大臣の権限が当該地方運輸局長に委任されたものとする。

前項の規定により地方運輸局長に委任された権限のほか、法第一百七十七条の二第三項(法第一百七十七条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による証印の拒否及び法第一百七十七条の二第四項(法第一百七十七条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による証印の抹消は、地方運輸局長に行わせる。

前二項の規定により地方運輸局長に委任された権限のほか、法第九十九条各項の規定による就業規則の変更命令、法第一百一条各項の規定による監督命令、法第一百二条の規定によるあつせん、法第一百十條第一項の規定による船員労働委員会への諮問及び法第一百二十条の二各項の規定による外国船舶の監督は、地方運輸局長も行うことができる。

この省令で海運支局長も第一項の規定に基づき地方運輸局長に委任された権限を行うことを定めている場合は、法第二百一条の四第二項の規定に基づいて地方運輸局長の権限が当該海運支局長に委任されたものとする。

前項の規定により海運支局長に委任された権限のほか、第二項に規定する権限は、海運支局長も行うことができる。

第七十八条の四中「当該地方運輸局又は海運監理部の」を削る。

附則第八十七条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第八号表及び第九号表中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十六号書式第一表中「Ministry of Transportation」を「Ministry of Land, Infrastructure and Transport」に改め、同書式船員手帳受有者の心得9中「地方運輸局又は海運監理部の」を削る。

第十七号書式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十八号書式中「運輸省」を「国土交通省」に、「Ministry of Transport」を「Ministry of Land, Infrastructure and Transport」に改める。

第二十二号の二書式及び第二十二号の四書式中「MINISTRY OF TRANSPORT」を「MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE AND TRANSPORT」に改める。

第二十三号書式中「Ministry of Transport」を「Ministry of Land, Infrastructure and Transport」に改める。

(海難審判法施行規則の一部改正)

第六条 海難審判法施行規則(昭和二十三年運輸省令第八号)の一部を次のように改正する。

第七十八条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(海難審判庁事務章程の一部改正)

第七条 海難審判庁事務章程(昭和二十三年運輸省令第九号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(港則法施行規則の一部改正)

第八条 港則法施行規則(昭和二十三年運輸省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「命令」を「国土交通省令」に改める。

第二十条の三中「海上保安庁組織規程(昭和二十七年運輸省令第七十四号)第二十一条」を「海上保安庁組織規則(平成十三年国土交通省令第四号)第一百八条」に、「海上保安署(同令第二十二條の二第一項に規定する海上保安署に限る)」を「同令第二百二十条に規定する海上保安署」に改める。

(船員職業安定法施行規則の一部改正)

第九条 船員職業安定法施行規則(昭和二十三年運輸省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「命令の」を「国土交通省令の」に改める。

第二条第一項中「地方運輸局等海運支局組織規程(昭和二十六年運輸省令第五十号)別表第三」を、「地方運輸局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第五」に改め、「地方運輸局の」を削り、「沖繩開港庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)第十条第一項」を、「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項」に、「運輸省組織令(昭和五十九年政令第百七十五号)第二百一条第一項の海事に関する事務」を「国土交通省組織令(平成十二年政令第百五十五号)第二百二十二条第二項に規定する事務」に改める。

(通訳案内業法施行規則の一部改正)

第十条 通訳案内業法施行規則(昭和二十四年運輸省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第一号様式中「7,300円」を「7,700円」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二号様式及び第二号の二様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(水先法施行規則の一部改正)

第十一条 水先法施行規則(昭和二十四年運輸省令第一号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「省令で」を「国土交通省令で」に改める。

第六条第一項中「海難審判理事官」を「海難審判庁理事官及び海難審判庁副理事官」に改める。

第二十二條第一項の表中「命令」を「国土交通省令」に改める。

第二十二條の二第一項中「地方運輸局(海運監理部を含む。以下同じ。)」の長」を「地方運輸局長(海運管理部長を含む。以下同じ。)」に改める。

第二十三條第三項第一号中「海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)」を「海上運送法」に改める。

第二十三條の三第一項中「地方運輸局長」を「地方運輸局長」に改める。

第二十三條の四第一項中「水先法施行令第四条に定める審議会」を「交通政策審議会」に改める。

第二十三條の七第一項中「同条第三項中」を「同項中」に改め、同条第二項中「前項の免許」を「同項の免許」に改める。